

「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」の パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和3年11月8日（月）～ 令和3年12月7日（火）

2 意見の件数 30件

3 意見提出者数 6人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	1人	1人	0人	3人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	各計画に共通する意見	6件
2	地震災害対策計画に関する意見	3件
3	風水害対策計画に関する意見	14件
4	パブリックコメントに関する意見	5件
5	その他防災に関する意見	2件
	合計	30件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課 政策担当
0467-82-1111（内線1465）
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■各計画に共通する意見（6件）

(意見1)

ペット(猫)と一緒に避難できる場所の設置をお願いします。
現在の茅ヶ崎市の避難計画ではペットは避難所の外や一階で飼い主と別々です。
猫を飼っていますがいまのままでは災害時でも避難する場所には行けません。

(市の考え方)

環境省は熊本地震でのペットとの避難で明らかになった課題をふまえ「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を改訂した「人とペットの災害対策ガイドライン」を発表しており、このガイドラインでは、ペットと飼い主の「同行避難」の考え方が整理され、災害時はペットと同行避難することが基本にあるとしつつ、「同行避難が避難所でペットと一緒に過ごすことを意味するものではない」ということが明確にされました。

これを踏まえまして、本市では、ペットを飼育する市民が安心して同行避難ができるよう、避難所では受け入れ態勢を整えております。避難所においては、鳴き声や臭い、アレルギーなどの問題から、人とペットの居住スペースを分けるなど、避難者に配慮したものとなっております。

また、各避難所には、防災備蓄品としてペットが雨風をしのぐためのテントの配布を進めております。これまでも避難所32校中15校へテントを配布しており、今後も順次進めていく予定となっております。

同伴避難をご希望の場合は、親戚・知人宅への避難やホテルの活用、状況により在宅避難を検討するなど、いざという時の日頃からの準備を進めていただきますようお願いいたします。

(意見2)

平常時の自助の取組として親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保が挙げられていますが、近所付き合いが希薄になっている現代においては近隣に知人がいない方も多くいらっしゃると思います。ゆえに、この取組を市として行うことで本当に効果があるのか疑問です。

(市の考え方)

直近の災害事例では被災地域を対象としたアンケート結果から、親戚・知人宅へ避難した割合が多く、避難行動として有効であることが報告されています。

また、小中学校などの避難所に避難した場合、避難所運営は避難者自身が共同して行うこと、すなわち「共助」の取組が重要となることから、平時から地域とのつながりを持ち、顔の見える関係づくりをすることで、災害時のスムーズな活動につながると考え

ておりますので、地域のコミュニティに参加するなど関係性を構築していただきますようお願いいたします。

(意見3)

主な非常時持出品として室内履きが挙げられていますが、これはスリッパのようなすぐに履きやすいもの若しくは学校の上履きのようなしっかりガードするものどちらを想定しているのでしょうか。

(市の考え方)

校内を裸足で移動することになると思わぬ怪我をする可能性があります。また、生活空間の衛生を保つため、土足で中へ入らないためにも室内履きが必要です。室内履きの形状につきましては、履き慣れているものなど各自でご判断いただき、避難の際は室内履きをお持ちいただきますようお願いいたします。

(意見4)

災害時の伝達手段としてLINEが挙げられていますが、災害時には携帯電話が通じにくくなることが想定されるためLINEで情報発信されても市民に上手く伝わっていなかったという事態になりかねないと思います。また、災害時には通信容量が逼迫することが想定される中、市がこのような方法で情報発信することにより通信容量の逼迫に拍車をかけることになる恐れがあるのではないのでしょうか。

(市の考え方)

災害時には固定電話や携帯電話等の音声通信は制限されますが、メールやアプリなどは比較的制限を受けない形での運用が可能であり、東日本大震災時においても情報の受伝達においてLINEは非常に有効な手段であったとの事例が報告されています。

市では迅速な応急対策活動を実施するために、まずは被災状況を把握することが重要となるとともに、収集した情報を市民に発信してまいります。その時々状況に応じて、LINEに限らず災害時の情報伝達手段として様々な媒体を用いるなど有効な手段を活用しながら、情報受伝達ができるよう取り組んでまいります。

(意見5)

追加されました「個別支援計画」についてですが、作成にあたり「避難支援等実施者の氏名等」を記載し、又は記録するとされています。つきましては、作成に際し市は避難支援等関係者や福祉事業者と連携するとされていますが、現状の「避難行動要支援者名簿」に記載されている方々の支援を誰がどのように実施するのも難しい中で現実的に個別の支援者を特定するのは困難と思います。

素案の通り「個別支援計画の作成」を進めるのであれば「避難支援等関係者」との連携を十分に取るようお願いいたします。

(市の考え方)

個別避難計画の作成を進めるためには避難支援等関係者との連携は不可欠となりますが、実効性のある制度とするためには、その他にも多数の課題があり、全国的にも課題となっております。

本市においては、制度の実効性を高めていくために様々な課題を総合的に解決していく必要があると考えており、今年度、中島自治会の地域をモデル地区として、①真に避難支援が必要な者の把握（名簿登載者の振り分け）、②「避難行動シート（＝個別避難計画）」の作成（本人やその家族、地域、福祉専門職等との連携による作成）、③避難支援体制の確保（避難行動や避難先における支援等について、関係機関と連携・協力しながら必要な支援体制を構築していく）、の3つの取組を進めております。

こうした取組を進めていくためには、市や地域、福祉事業者等、関係者の連携・協力が必須となりますが、令和3年度に実施する中島地区でのモデル事業において様々な課題が生じると想定しておりますので、これらの検証等にしっかりと取組んでまいります。

(意見6)

避難行動要支援者制度について

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報が避難支援等関係者に提供されますが、災害が発生し安否確認等を避難支援等関係者がそれぞれ実施した情報はどのように共有するんかの舵取りは誰が担うのか明確にする必要があると思います。

それがないと二重確認や確認漏れが発生すると思います。

(市の考え方)

「地域防災計画」では平時から復旧・復興までのフェーズのなかで全市的な位置づけを計画に記載していることから、具体的な手法を記載する予定はありません。

なお、「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」において避難行動要支援者名簿の活用などについての記載をしておりますが、地域特性や取組状況などが地域ごとに異なることが想定されることから、具体的な共有等の手法については各地域の固有の状況を踏まえて、今後検討してまいります。

■地震災害対策計画に関する意見（3件）

(意見7)

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（修正素案）についても、字句の入替の意味をもう少し説明して欲しい。

(市の考え方)

地域防災計画は、地震災害対策計画、風水害対策計画、特殊災害対策計画からなっており、それぞれの計画で共通する内容については統一的な表現とするようにしてありますが、一部異なる表現などがあったことから整合を図るために修正したものです。

(意見 8)

資料 1 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表 (修正素案)
16P 2行目
新・旧共に湘南茅ヶ崎支部に修正して下さい。

(市の考え方)

ご指摘のとおり修正いたします。

(意見 9)

資料 1 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表 (修正素案)
20P 6～7行目
市指定31件、国登録7件が市ホームページと違う。市指定は廃止になったのもある。再確認して下さい。

(市の考え方)

ご指摘の内容について確認したところ、修正素案でお示しした通りの件数でしたのでそのままいたします。なお、集計の時点により件数が異なることも考えられるため、時点を掲載するようにいたします。

また、指定等文化財のうち個人所蔵のものにつきましては、ホームページ上で該当のページが存在しないことから、市内に所在する文化財の件数を確認できるよう指定文化財一覧のページにも一覧表を掲載いたします。

■風水害対策計画に関する意見 (14件)

(意見 10)

資料 2 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表 (修正素案)
1～2P
令和元年東日本台風 (令和元年台風第19号) に統一して下さい。(内閣府資料)

(市の考え方)

令和2年2月19日に気象庁が「台風の名称を定める基準」に基づき「令和元年東日本台風」と命名しましたが、報道等では気象庁が命名した後も『東日本台風』の名称をあまり使用せず、単に『令和元年の台風19号』として多く報道されておりました。

こうした状況を踏まえ、本計画内では令和元年東日本台風 (台風19号) と表記を統一いたします。

(意見 1 1)

茅ヶ崎洪水・土砂ハザードマップ令和 3 年 9 月改正版について

以前、マップ（地図）に誤りがあったとかそのようなことがないようにして下さい。これだけ重大なことを誤るとは、その説明も十分でなくどこが誤りだったか分かりづらい。

(市の考え方)

令和 3 年 7 月に配布した洪水・土砂災害ハザードマップの誤りがあったことについては、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

8 月に誤りが判明し、その後、記者発表を行いました。その際にどのような誤りがあったのかをお示しするとともに、地図を再配布した際にお詫び文書を同封し、その中でも誤りの内容をお示ししました。今後は同様のことが無いよう再発防止に努めてまいります。

(意見 1 2)

茅ヶ崎市防災ビジョンの件（新旧対照表 P 1）

相模川左岸茅ヶ崎市側の堤防補強工事 83%完了（京浜河川事務所）を参考として、河川の重要水防区域（P 2 1 第 4 章第 2 節第 2）の相模川 3 6 → 2 8、小出川 1 3 → 1 2 は、内部浸水対策必要箇所と想定されるので、この際浸水ハザードマップに点記して下さい希望します。

(市の考え方)

重要水防区域は、河川水位が一定規模になった際に堤防点検を実施するにあたり、河川区間が長いと、あらかじめ現在の堤防の状態や過去の実績などから水防上重要な区域を定め、より効率的な点検や危険箇所の早期発見ができるように区域を設定しているものです。

一方で、洪水ハザードマップは想定する雨量に対して浸水想定区域や浸水継続時間等を表示することで、地域の災害リスクを示し、危険な地域に住む方がどのような避難行動をとるべきかについて記載したものとします。

ハザードマップを作成する上では、適切な避難行動をとっていただけるよう一定量の情報を掲載いたしますが、一方で、多くの市民にとって理解しやすいものとなるよう、可能な限り平易・簡潔に作成していることから、重要水防区域を記載しておりません。

(意見 1 3)

洪水想定（新旧対照表 P 5）洪水ハザードマップの件

相模川における洪水ハザードマップには、堤防補強による浸水被害軽減効果を斟酌しての改定をお願いします。

(市の考え方)

相模川の浸水想定区域は57地点(左岸側29地点)を破堤させた氾濫シミュレーションのうち、浸水深の最大値のランクを記載しています。堤防が破堤した場合は、堤防整備をしたとしても、浸水想定区域は大きく変わりません。

そのため、ハザードマップの改定は予定しておりませんが、今後、京浜河川事務所が浸水想定区域図等の改定を行った場合は、状況に応じてハザードマップの改定も検討してまいります。

(意見14)

洪水想定(新旧対照表P5)洪水ハザードマップの件

小出川や駒寄川などの堤防に堤防決壊が想定されるとして赤線表示されてありますが、これら内陸河川(神奈川県管轄が多い)は、地域の自然環境保全と堤防の生成植物保育を願って、コンクリート製は極力少なくされた経緯があり、赤線表示の再考を願うものです。

(意見15)

茅ヶ崎洪水・土砂ハザードマップ令和3年9月改正版について
当地図は道路と地名(字名)洪水区域等が分かりづらい。

(意見16)

茅ヶ崎洪水・土砂ハザードマップ令和3年9月改正版について

以前一度も(又はほとんど)洪水等来たことのない地域洪水予測あり心配ばかりあおるとかえって信用しなくなり(避)被害がふえてしまわないか十分な啓発を。

(意見17)

茅ヶ崎洪水・土砂ハザードマップ令和3年9月改正版について

もう1度関連機関・市内部と十分な協議してもらいたい。住居表示(されているところとないところ)、道路(計画も含む)、開発計画、地名を包含的作って欲しい。
その時 状況説明も

(市の考え方)

小出川や駒寄川などの堤防に堤防決壊が想定されるとして赤線表示されている部分につきましては、県が作成する浸水想定区域図等に記載されている家屋倒壊等氾濫想定区域であり、当該区域の危険性を知らうために表示しているもののため、そのままといたします。

幸いにもこれまで茅ヶ崎市では大きな洪水被害に遭っておりませんが、近年、全国的に風水害は激甚化・頻発化しており、毎年どこかの地域で大雨等の被害が生じています。

また、近年の洪水被害の事例を見ても、浸水区域とハザードマップの浸水想定区域図がほぼ同じという結果も出ており、自分の住む地域のリスクを把握する上で、ハザードマップは非常に重要、かつ、有効なものであると考えております。

そのため、平時からハザードマップを確認いただき、災害発生の際には慌てずに行動ができるよう備えを進めていただきますようお願いいたします。

(意見18)

市民の防災体制—災害教訓の伝承（新旧対照表P14第8）

克つては相模川の河原開拓のまち、茅ヶ崎市萩園・新田地区には、現在も市民有志による水防団が結成されて、浸水警報時や防水弱所の補修動員が継承されてありますので、下記挿入をお願いします。

…確実に後世に伝えてゆくために～地域市民の自覚に基づく地域水防団などの継承や～自からの災害教訓…

(市の考え方)

本市に水防団はありませんが、消防団が必要に応じて風水害時の水防活動を担っております。

風水害時の災害発生のおそれがある際は消防団が車両による広報活動等を実施することもあり、こうした活動を継承していくことは大切なことと考えております。

一方で、消防団はあらかじめ定められた災害時の活動の他、非常災害時は、消防対策本部からの指令により活動することから災害教訓の伝承につきましては素案のままいたします。

(意見19)

たとえば、県は過去最大級の台風が来た場合の相模湾の高波高潮のシンスイシン結果公表 茅ヶ崎市で3.5平方キロメートル 沿岸から3k離れた内部でも30cm未満の浸水が想定等々。県は地域を指定した自治体について新基準に基づいて作等を言われています。当市もこれによりP4「1高潮浸水想定区域等の指定に基づく修正」で修正していると思うがどうなっているのですか。

このことは、このことをはじめとして防災情報や防災計画が市民に知らされないまま計画が立てられていると思う。十分に市民に知らせて（情報提供・話し合い）のうえ実施ないと当パブコメも意味がなくなってしまうと思う。

(意見20)

以前（20年前頃）茅ヶ崎の津波のハザードマップ等作る時、避難計画を立てる時、多くの市民が集まって何日もかけて話し合ったこともあると思う。そのようなことは今回しないのですか。コロナと言えど少なくとももっと情報提供して欲しいです。

(意見21)

数年前にも火災の防災（クラスター含）を含む防災計画でも何日もかけて市民と話し合いが行われたと思う。それに●●し今回情報なしでパブコメ●●ずらいし まずは十分な情報提供と市民との交流の場を。

(意見 2 2)

茅ヶ崎洪水・土砂ハザードマップ令和3年9月改正版について
県が発表した高潮の件含まれているのでしょうか。

(市の考え方)

県が高潮浸水想定区域を指定したことに基づき、市では本計画上の指定緊急避難場所の記載を修正し、今後指定を行っていく予定です。

また、台風の規模により高潮の想定事態が変わってくることから、こうした状況を踏まえ、ハザードマップの作成を検討してまいります。浸水想定区域内にお住まいの方などを対象とした説明会の実施や想定事態とそれに対応する避難行動を伝えるなど、適切な避難行動がとれるよう周知の仕方について検討してまいります。

なお、洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年9月改正版）には高潮に関する内容は含まれておりません。

(意見 2 3)

関東大震災での津波、チリ沖津波は茅ヶ崎市にも来た。あったとも聞くが被害なし（ほとんどなし）とも聞く。この歴史をふまえ今回の高潮等々のことがどこまで考慮されているのか。

(市の考え方)

高潮は台風や発達した低気圧が通過する際、海水面（潮位）が大きく上昇する現象であり、関東大震災やチリ沖地震のように地震を起因とするものではないことから、過去の地震災害については考慮しておりません。

■パブリックコメントに関する意見（5件）

(意見 2 4)

茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（修正素案）

1 計画の修正の考え「…取り組み等を踏まえ地域の防災対策をより一層推進するため茅ヶ崎市地域防災計画の修正します」とあります。これでは「そうですか」「進めて下さい」しか言えません。もっと説明して欲しいし、当パブコメの説明会も実施して欲しいです。

(意見 2 5)

茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（修正素案）

2 主な修正内容についても項目のみが書いてあるのみで旨説明（内容がない）ないのでもう少し説明（情報提供）して欲しいです。

(意見26)

茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（修正素案）

3具体的な内容についても「追加」「修正」等のみでもう少し旨説明して欲しい。

(意見27)

当パブコメ（意見募集）は非常に啓発（PR）（情報提供）が少ないと思う。これではパブコメする意味がないと思う。毎回のパブコメでもその様に思うのとコロナ(伝染病) 下でのパブコメはそれ以上工夫して欲しい。

(意見28)

コロナ下でのパブコメ実施は非常に減ったように思う。今回のパブコメ実施に当たりその点十分説明して実施して欲しかった。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

今回の修正素案につきましては、計画の全体見直しではなく、近年の災害事例を踏まえた既存の計画の部分修正となっています。修正内容についてもすでに取組を進めているものが多く、これらの取組について地域との意見交換やチラシの配布等を行っていることから、説明会は実施してはおりません。

「2主な修正内容」では主な修正事項を列挙し、「3具体的な修正内容」では当該項目の説明をしており、どのように修正したかは別添の資料1～3にある新旧対照表をご確認いただく形となります。

また、市ホームページに「茅ヶ崎市地域防災計画の修正」というページを設け、計画修正の考え方や修正の検討に用いた資料を掲載しております。そのため、説明会を行わず、関係資料の配布、閲覧により実施させていただきました。

その他、より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

■その他防災に関する意見（２件）

（意見２９）

熱海土石流等々状況もどれだけ当計画に反映しているのか。当市にも盛り土での開発・不法投棄もあると思う。問題になっているところもあると思う。その対策は。県内でも取り組んでいるところもあると思う。（自治会含む）

（市の考え方）

土砂災害につきましては、令和元年度から県が調査等を実施した結果として、令和３年に土砂災害警戒区域等が新たに指定され、この区域指定に基づき市としてハザードマップを作成し、市民に対して避難体制の周知を図ったところです。

盛土に関しては、法令等に定められた基準を超える量の場合は許可や届出が必要であり、市は必要に応じてパトロールを実施しております。

なお、基準を超えるおそれがある場合は、事業者等に対して説明を求め、状況に応じて是正措置を求めるなどの対応を行っております。

（意見３０）

今、当市もかつて開発された地域そして今開発しているところ南湖、中海岸、萩園、東海岸、菱沼海岸等々どうなっているのか。当計画に反映しているのか。

（市の考え方）

開発に伴い中高層建物が建設された場合、沿岸部の地域については津波対策の観点から、中高層建物の所有者等に協力を求め、津波襲来時の一時退避場所の確保のため協定の締結を進めるとともに、計画上にも津波一時退避場所の確保に努める旨の記載等をしており、今後も必要に応じて、計画への記載など検討してまいります。